

平成30年度大阪府サービス管理責任者等研修募集要項

本研修は、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が、大阪府からの指定を受け（指定番号1）厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障がい福祉サービス等の質を確保するため、個々のサービス利用者の障がい特性や生活実態に関する専門的知識並びに個別支援計画作成及びサービス内容の評価等の技術を持ち、更には、他のサービス等提供職員に対する指導的役割を果たすことのできるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

2. 受講対象者

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事しようとする人。

(1) サービス管理責任者研修（介護、地域生活(知的・精神)、就労の分野）

サービス管理責任者を配置しなければならない指定障がい福祉サービス事業所又は指定障がい者支援施設等において、サービス管理責任者として配置されている、あるいは配置予定の者

(2) 児童発達支援管理責任者研修

児童発達支援管理責任者を配置しなければならない指定障がい児通所支援事業所又は指定障がい児入所施設等において、児童発達支援管理責任者として配置されている、あるいは配置予定の者

※サービス管理責任者等の経過措置について

事業開始後1年間は実務経験を満たす者を研修修了の要件を満たしているとみなす「経過措置」は平成31年3月31日をもって終了します。

「経過措置」によりサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を配置する場合は、平成31年3月31日が研修受講の期限となります。

3. サービス種別と研修分野

研修及び分野	障がい福祉サービス等
サービス管理責任者研修	
介護分野	療養介護、生活介護
地域生活（身体）分野	自立訓練（機能訓練）
地域生活（知的・精神）分野	自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム） 自立生活援助 ※共同生活援助については、身体障がい者も対象に含まれるが、分野については、従前のとおり地域生活（知的・精神）とする。
就労分野	就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）
児童発達支援管理責任者研修	
児童発達支援管理責任者研修	障がい児入所支援、障がい児通所支援

4. 研修日時・場所

研修は、全体講義（全分野共通）並びに分野別に実施される講義・演習の合計3日間です。

※実施時間は予定です。詳細は、受講決定時にお送りする受講決定通知書をご確認ください。

※就労のA・B日程及び児童のA・B・C日程はそれぞれ同じ内容です。

日程は事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせします。（日程の指定はできません）

研修	サービス管理責任者研修			児童発達支援 管理責任者研修
分野	1 介護	2 地域生活 (知的・精神)	3 就労	4 児童
対応 サービス	療養介護 生活介護	生活訓練・共同生活援助 自立生活援助	就労移行支援 就労継続支援	障がい児通所支援 障がい児入所支援
定員	80名	80名	160名	240名
全体講義 1日目	平成30年8月21日(火) 9:00~17:30 ビッグ・アイ 多目的ホール			
【分野別 講義・演習】 2日目	平成30年 9月27日(木) 9:00~17:45 大阪府社会福祉会館	平成30年 9月4日(火) 9:00~17:45 大阪府社会福祉会館	【A日程】平成30年 9月6日(木) 9:00~17:45 大阪府社会福祉会館	【A日程】平成30年 9月13日(木) 9:00~17:45 大阪府社会福祉会館 【B日程】平成30年 9月18日(火) 9:00~17:45 大阪府社会福祉会館
			【B日程】平成30年 9月20日(木) 9:00~17:45 大阪府社会福祉会館	【C日程】平成30年 9月25日(火) 9:00~17:45 大阪府社会福祉会館
【分野別 講義・演習】 3日目	平成30年 9月28日(金) 9:00~17:00 大阪府社会福祉会館	平成30年 9月5日(水) 9:00~17:00 大阪府社会福祉会館	【A日程】平成30年 9月7日(金) 9:00~17:00 大阪府社会福祉会館	【A日程】平成30年 9月14日(金) 9:00~17:00 大阪府社会福祉会館 【B日程】平成30年 9月19日(水) 9:00~17:00 大阪府社会福祉会館
			【B日程】平成30年 9月21日(金) 9:00~17:00 大阪府社会福祉会館	【C日程】平成30年 9月26日(水) 9:00~17:00 大阪府社会福祉会館

【場所】講義：ビッグ・アイ（国際障害者交流センター）

堺市南区茶山台1-8-1【泉北高速鉄道線「泉ヶ丘」駅下車徒歩約3分】

演習：大阪府社会福祉会館

大阪市中央区谷町7-4-15【地下鉄谷町線「谷町六丁目」駅下車徒歩約5分】

5. 受講費用：20,000円

- ・今年度、当研修事業者において複数分野を受講される場合のみ、1分野につき12,000円が加算となります。
- ・すでにサービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を修了し、修了証書の交付を受けた方が、新たに他の分野の研修を受講する場合は、全体講義の受講、未受講にかかわらず、20,000円となります。

※「振込先」、「振込方法」は「受講決定通知」に同封して送付いたします。

※なお、納付済の受講料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。

※領収証の発行はいたしません。金融機関の「お振込み控え」等をもって、領収証にかえさせて頂きます。

※振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

6. 指定研修事業者

- 各指定研修事業者の募集期間及び研修期間は以下のとおりです。
- 今年度の地域生活(身体)分野は大阪府地域福祉推進財団のみでの実施となります。

事業者名	大阪府社会福祉事業団 (指定番号1)	大阪府地域福祉推進財団 (指定番号4)	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号3)
募集期間	平成30年5月7日から 平成30年5月25日まで ※今回募集	平成30年8月1日から 平成30年8月21日まで	平成30年9月25日から 平成30年10月12日まで
研修期間	平成30年8月21日から 平成30年9月28日まで の間の3日間	平成30年10月26日から 平成30年12月19日まで の間の3日間	平成30年12月5日から 平成31年2月28日まで の間の3日間

7. 受講決定及び通知

- 複数分野の受講申込みは可能です。その場合は、それぞれの分野で受講決定をします。
- 受講決定の可否については、同封いただいた返信用封筒で郵送にてお知らせいたします。
- 7月2日(月)の時点で届いていない場合のみ、研修事務局にお問合せください。

8. 研修の修了及び修了証書の交付

- 修了証書の交付については、3日間の講義・演習を全て受講して頂く必要があります。いずれかの講義又は演習を欠席した場合は、修了証書は交付できませんのでご注意ください。ただし、すでにサービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を修了し、修了証書の交付を受けた方が、他の分野を受講する場合については、修了証書の写しを事前に提出した場合のみ、全体講義の受講を免除することができます。
- ※10分以上の遅刻、早退、電話連絡等による途中退室があった場合は研修修了とみなしません。そのほか、受講態度が著しく不良(途中退席、居眠り、携帯電話・タブレット等の使用など)の場合も、修了証書を交付できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※その他、お申し込み内容に虚偽が判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

9. 申込み方法・受講に関するお問い合わせ先

- 「受講申込書及び推薦書」〈別紙1〉に必要事項を記入
↓
※記入漏れや書類に不備があった場合、申込受付ができません。
- 「応募必要書類確認書」〈別紙2〉の【必要書類準備確認】・【同封確認】欄で必要書類を確認。
↓
※「誓約書の写し」「過去の研修修了証書の写し」「返信用封筒」(切手貼付)等
※複数分野受講の方は、受講希望分野毎に封筒が必要です。
- 申込み書類一式を、下記の申込先へ郵送。

【申込先】 〒562-0012 大阪府箕面市白島三丁目5番50号
社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 「サービス管理責任者等研修事務局」
TEL:072-724-8167 FAX:072-724-8165
締め切り：平成30年5月25日(金) ※必着

※5月25日(金)18:00までに事務局に届いた申込書のみ受付いたします。

※期日を過ぎた場合、及びFAXでの受付は一切いたしません。

※ご提出いただいた書類については、返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

※研修に関するお問い合わせは、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団ホームページ「お問い合わせフォーム」へ。<http://www.osj.or.jp/trainfo/ktform.html>

10. 受講決定について

- 受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づき、上位から順番に優先順位をつけて受講決定します。この場合、先に大阪府内の事業所に配置予定の受講申込者を受講決定し、定員に余裕があれば他府県の事業所に配置予定の受講申込者を受講決定します。
- 受講者選考は、受講申込者が事業所に配置（従事）される状況に基づき決定するものです。「従事する予定の事業所について」の欄は必ず配置（従事）予定の事業所に状況を確認の上、受講申込書及び推薦書に記入してください。
- 法人・事業所等代表者は受講申込書及び推薦書の記載内容を確認の上、「推薦欄」を記入、法人（会社）または事業所印で押印してください。なお、推薦が得られない場合及び市町村への照会に了承いただけない場合は必ず「理由欄」に理由を記入してください。

- ① 「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第544号）の規定により研修を修了せずサービス管理責任者として配置されている者又は「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第230号）の規定により研修を修了せず児童発達支援管理責任者として配置されている者で、当該年度中に研修を修了しなければサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の要件を満たせない者
- ② 当該年度に研修を修了することにより、当該年度にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置予定の者のうち1人目の者
- ③ 当該年度に研修を修了することにより、翌年度にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置予定の者のうち1人目の者
- ④ サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者としての要件となる実務経験を満たしている者で、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の配置・交代が必要になった場合に備え、資格を用意しようとする者
- ⑤ 上記以外については、事業の開始予定年度と実務経験の期間を勘案し優先順位をつけるものとする。

※②及び③については、厚生労働省令で定める人員基準により配置が義務付けられている場合は、2人目以降の者も当該順位に該当することとする。その場合、「受講申込書及び推薦書（別紙1）の「申込理由欄」に、前年度の実利用者数と配置が義務付けられている員数を必ず記入すること。記入のない場合、受講決定の際に一切考慮いたしません。

（注）受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取下げとなり、個人申込みの扱いとなります。